リース資産の計上誤り

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 大阪府土地開発公社 | 賃貸借契約について、ファイナンス・リース取引におけるリース資産に該当する場合は固定資産として計上しなければならないが計上していなかった。このため、貸借対照表の資産及び負債が過少に計上されている。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 契約名 | 期間 | 金額 | 内容 |
| 公社業務システム端末等の賃貸借 | 平成28年７月１日～令和３年６月30日 | 15,539,040円 | プリンター12台PC79台 |
| 公社業務システム端末等の賃貸借 | 平成30年６月１日～令和５年５月31日 | 6,596,640円 | プリンター６台PC18台ルーター８台 |
| 公社業務システムサーバ等の賃貸借 | 平成28年11月１日～令和３年10月31日 | 13,575,600円 | ホストサーバ２台メールサーバ１台管理サーバ１台 |
| 公用自動車の賃貸借 | 平成30年４月２日～令和３年４月１日 | 3,825,792円 | ６台 |

 | 検出事項について、速やかにリース資産として登録するとともに、今後は適正な事務処理を行われたい。

|  |
| --- |
| 【土地開発公社経理基準要綱】（適用の一般原則）第１条　土地開発公社（以下「公社」という。）が作成する決算に関する書類のうち、貸借対照表、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらの付属明細表（以下「財務諸表」という。）の用語、様式及び作成方法は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号。以下「法」という。）及び公有地の拡大の推進に関する法律施行規則（昭和47年建設省令第１号。以下「令」という。）に定めのあるもののほか、この要綱に定めるところによるものとし、この要綱に定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。【リース取引に関する会計基準の適用指針】（ファイナンス・リース取引に係る借手の会計処理）21.　ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うとされている（リース会計基準第９項）。借手の行ったリース取引が所有権移転外ファイナンス・リース取引と判定された場合には、リース取引開始日に、リース物件とこれに係る債務を、リース資産及びリース債務として計上し、第22項から第33項の方法に従い会計処理する。34.　個々のリース資産に重要性が乏しいと認められる場合は、オペレーティング・リース取引の会計処理に準じて、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。 |

|  |
| --- |
| 35.　個々のリース資産に重要性が乏しいと認められる場合とは、次の(1)から(3)のいずれかを満たす場合とする。(1)　重要性が乏しい減価償却資産について、購入時に費用処理する方法が採用されている場合で、リース料総額が当該基準額以下のリース取引ただし、リース料総額にはリース物件の取得価額のほかに利息相当額が含まれているため、その基準額は当該企業が減価償却資産の処理について採用している基準額より利息相当額だけ高めに設定することができる。また、この基準額は、通常取引される単位ごとに適用されるため、リース契約に複数の単位のリース物件が含まれる場合は、当該契約に含まれる物件の単位ごとに適用できる。(2)　リース期間が１年以内のリース取引(3)　企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引で、リース契約１件当たりのリース料総額（維持管理費用相当額又は通常の保守等の役務提供相当額のリース料総額に占める割合が重要な場合には、その合理的見積額を除くことができる。）が300万円以下のリース取引なお、(3)の場合、１つのリース契約に科目の異なる有形固定資産又は無形固定資産が含まれている場合は、異なる科目ごとに、その合計金額により判定することができるものとする。 |

　 | ファイナンス・リース取引におけるリース資産について固定資産として計上するため、令和４年３月29日開催の理事会の承認を得て、会計規程について所要の改正を行った。この規程改正を受け、リース資産の固定資産計上について監事と協議し、リース資産の対象については、リース期間が１年以上で、１件当たりのリース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引案件とすることとした。この方針に基づき決算処理を行い、令和４年５月23日開催の理事会において令和３年度決算について承認を得たところである。今後、リース資産については、会計規程等に基づき適切に資産計上し、適正な会計処理を行うこととする。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和3年11月24日から同月25日まで）